第 6 回

熊本県議会

経済環境常任委員会会議記録

令和3年9月21日

開会中

場所 第 1 委 員 会 室

第 6 回 熊本県議会 経済環境常任委員会会議記録

令和3年9月21日(火曜日)

午後2時16分開議午後2時39分閉会

本日の会議に付した事件

議案第57号 令和3年度熊本県一般会計補 正予算(第12号)

出席委員(7人)

委員長 松 村 秀 逸 副委員長 大 平 雄 一 員城下広作 委 委 員 松 田 三郎 委 員鎌 田 聡 委 員 西 村 尚 武 委 員 坂 梨 剛 昭

欠席委員(なし) 委員外議員(なし)

説明のため出席した者 商工労働部

部長藤井一恵総括審議員

兼政策審議監

兼商工雇用創生局長 三 輪 孝 之 産業振興局長 内 藤 美 恵 商工政策課長 市 川 弘 人 企業立地課長 工 藤 晃

事務局職員出席者

議事課主幹 山 本 さおり 議事課課長補佐 岡 部 康 夫

午後2時16分開議

○松村秀逸委員長 ただいまから第6回経済 環境常任委員会を開会いたします。 それでは、本委員会に付託された議案第57 号を議題とし、これについて審査を行いま す。

まず、議案第57号について執行部の説明を求めた後、質疑を受けたいと思います。

なお、執行部からの説明は、効率よく進め るために、着座のまま簡潔に行ってくださ い。

初めに、商工労働部長から総括説明を行い、続いて、担当課長から順次説明をお願いします。

まず、藤井商工労働部長。

○藤井商工労働部長 よろしくお願いしま す。

新型コロナウイルス感染症への対応と今回 提出しております議案の概略を申し上げま す。

まず、新型コロナウイルス感染症につきましては、本県でも第5波により新規感染者数が過去最多となるなど、一時急激に増加し、 国のまん延防止等重点措置の適用を受け、感染拡大防止対策を強化しました。

まん延防止等重点措置の期限は9月30日までとなっておりますが、県民、事業者の皆様の御協力により、新規感染者数はピークアウトし、その後も減少傾向が継続しております

県としましては、引き続き、飲食店等の営業時間短縮や不要不急の外出自粛等の影響を受けている事業者の皆様を支援していくとともに、感染の減少傾向が継続したことが確認できた場合には、対策を一部緩和する方向で考えております。今後も感染拡大防止と地域経済や県民生活の回復という2つの目標のベストバランスを追求してまいります。

次に、今回の議案についてですが、まん延 防止等重点措置の延長に伴い継続しました飲 食店等に対する営業時間短縮要請に係る協力 金及び企業誘致に係る公共下水道施設の受託 工事に必要な予算を提案させていただいてお ります。

資料の1ページをお開きください。

一般会計で92億7,700万円余の増額補正を お願いしております。

詳細につきましては、この後、関係課長から説明いたしますので、御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○松村秀逸委員長 続いて、担当課長から順 次説明をお願いします。

○市川商工政策課長 商工政策課でございます。

資料2ページを御覧ください。

今回お諮りしております補正予算についてで ございます。

国のまん延防止等重点措置が9月30日まで 延長されたことに伴い、飲食店及び大規模集 客施設等に対する営業時間短縮要請を継続さ せていただいております。

今回、この要請に御協力いただいた事業者の皆様に協力金をお支払いするための経費として、81億8,900万円余の増額をお願いしております。

商工政策課は以上です。よろしくお願いします。

○工藤企業立地課長 企業立地課でございま す。

説明資料の3ページをお願いいたします。 工鉱業総務費として、10億8,840万円余を 計上しております。

右の説明欄を御覧ください。

企業誘致環境整備事業でございますが、誘 致企業の立地に伴う菊陽町からの公共下水道 施設整備事業の受託に要する経費でございます。これは、市町村と県の連係の下、企業誘致に取り組んでおりますが、このたび県と菊陽町が誘致を進めていた半導体関連企業が町の工業団地を購入されることを表明されました。

町では、当該工業団地の造成状況等を踏まえながら、下水道施設の整備を行うこととしておられましたけれども、工業団地の造成につきましては、町ではなく企業自らが実施することになったこともあり、急ぎ町の下水道施設の整備が必要となったものでございます。

今般、事業の規模が大きく、また技術職員 が不足していること等の理由から、県のほう に

支援を要請されておりますものですから、県 としましては、半導体誘致のさらなる集積に 係るものであること等を勘案いたしまして、 受託することを決めたものでございます。

事業費は、全額町の負担によるものでござ います。

企業立地課は以上でございます。御審議の ほどよろしくお願いいたします。

○松村秀逸委員長 以上で執行部の説明が終わりましたので、質疑を受けたいと思います。

なお、本日は、早急に議決を要する議案の 審査のため緊急に開催する委員会であり、後 議分の委員会が別途開催されますので、質疑 は付託議案に関するもののみとさせていただ きます。委員の皆さんの御協力をお願いしま す

また、質疑を受けた際は、着座のまま説明 をお願いします。

それでは、質疑はありませんか。

○松田三郎委員 資料2ページ、簡単な質問 で恐縮ですけれども、先ほど御説明がありま した財源の内訳のところのその他というのは何ですか。

○市川商工政策課長 今回の協力金の、まず 飲食店のほうの協力金ですが、負担の割合が 国のほうが10分の8、地元が10分の2という 割合になっています。

飲食店の協力金については、その10分の2 を県とそれぞれの地元市町村のほうで負担す ることとしております。

その他というのは、市町村からの県への入 れ込みという形になります。

あと、大規模集客施設のほうは、今回のま ん防のときから国の負担が10分の6という形 になっておりまして、残り10分の4は全て県 のコロナ交付金という形でさせていただいて おります。

以上です。

○松田三郎委員 はい、分かりました。では 違うわけですね、割合が。

○市川商工政策課長 はい。

○松田三郎委員 もう1点、関連しまして、 もともとの法律というか、部長か市川課長か どっちか分かりません。冒頭の説明の中で、 これは知事もおっしゃっておりましたけれど も、対策を一部緩和する方向で考えていると いう。これは法律が──私もちょっと緊急事 態宣言とまん延防止がだんだん分からなくなってきた分もありますけれども、まん延防止 等重点措置の場合、例えば、時短要請をする ときの何時までとか、あるいは県独自で認証 店の場合は若干変えるとか、あるいは熊本市 においては酒類の提供を自粛してもらうと か、これって全部県独自で、時間の設定とか 知事の権限でというか、できるんでしたっ け。これは健福になっとか。

要は、例えば何時まで自粛をお願いします

という時間が、7時半とか8時とか9時とかって、その中で、ある地域、熊本市内では酒類提供を自粛してもらうと。こういうのは県独自で、このまん延防止を指定したところとか、その期限内ならばできるのか。何か法律の制約があってそこの範囲でちょっとできるぐらいなのかというのを教えてください。

○藤井商工労働部長 まん延防止等重点措置 につきましては、基本的対処方針の中で、こういった時間とか何時までとかいうのが書かれておりまして、それによって、例えば、まん延防止等重点措置の場合は8時までという時間を制限されています。

酒類の提供につきましては、最初、私どもは、以前の対処方針であれば、県の判断で酒類提供できるのかなと思っておりましたが、今度、対処方針の中でも急激に感染状況が伸びているときには酒類提供はできないということがはっきりなりましたものですから、我々としては、8時までの時間短縮要請で酒類提供を自粛していただくという形で出させていただきました。

ただし、それは、上っているときでございますので、今度は、下がってきたときについては、今度事務通知がまた来ておりますけれども、それに沿いますと、8時までであれば、例えば7時半なら7時半まで酒類を提供していいと、それは感染防止対策が徹底して取られている第三者認証を行われているところはできますというような通知が来ておりますので、それに沿って緩和できるような方向性を今検討しているということで、先週、知事が記者会見をしたというところでございます。ですから、連休明けの状況を見て、それがはっきりした段階で判断するということを付け加えさせていただきます。

○松田三郎委員 分かりました。

じゃあ国の基本的対処方針が変わって、第

三者の認証ということは、熊本県でいうと、 認証店に関しては、知事の判断で、それは差 を設けて対応できるということになったとい うことですね。はい、結構です。

○城下広作委員 ちょっと2点だけ、確認の 意味で。

そのコロナ対策もいろいろずっと頑張って、緩和もしていくと思うんですけれども、こういう酒を禁止しているという流れもあったんだけれども、それでも提供しているということが多いと聞くんだけれども、これは、実態どうなんでしょうか。分かる範囲で。

○市川商工政策課長 商工政策課です。

いわゆる見回りというやつを、時短をかけたときから、今回の第5波でいうと、7月27日、有明から始まって時短がかかっていっていますが、通称見回りという形で、ちゃんと協力していただいているかというところを、熊本のやり方としては、最初は、委託業者さんに大きな網かけるじゃないんですけれども、県内8,500、全部見て回って、時短の協力要請に従っていただいているかというところをチェックしていただいて、守ってないところには守ってくださいというようなお願いをやっております。

そして、その後まん延防止等かかりまして、熊本市のところは、そこで上がってきた、ここは開いているんじゃないかというようなところに関しては、県と熊本市さんと一緒になって、今度は、県職員、市職員が直接回って時短の協力を、お願いをして回っております。それを2回ほどやりました。

その結果、それでもまだ守っていただいていないところに関して、先日報道等でもありましたが、文書で個別の時短の要請という形で今進んでおります。

それが、今明らかにやってないところということで文書が行ったのが27通。これは商工

労働部だけじゃなくて、もともと時短をかけているのは健康福祉部なんで、健康福祉部と一緒に連携してやらせていただいております。

今のところ、その27店舗が時短の協力を個別に要請して、厳正な対応をしているという形で動いております。

以上です。

○城下広作委員 ありがとうございました。

ちゃんと守っているところ、守ってないところ、あまりにもそういうのが凸凹過ぎると、真面目にやる人がばかを見る、そういう話もたくさん聞くものですから、これはもう厳正にしっかりやっていただきたい。

あと1点だけ。

この菊陽町の公共下水のいわゆる受託工事 を県がやるということなんですけれども、我 々も情報がどこまでどうなのか、正しいのか 分からない。だけれども現場を見ました、も う造成は進んでいます。

だから下水道を通すということは、ある程度規模が分からないと、下水道というのは当然管とか、どこからどこをつなぐとか、そういうことがある程度決まっていないと計画ができないはずなんですね。

だから、そういう意味では、我々に伝わらない情報で、ある程度こういう形のこういう規模ぐらいのものが逆にできるから、この下水道管の工期はこのくらいで、そしてどこからどこまでつなぐというようなことが、ある程度分からないとできないはずなんですね。予算も立てられています。だから、そこをもう少し詳しく、どういう状況なのかということを、言える範囲でいいですから、ちょっとお示しいただければと思います。

○工藤企業立地課長 企業立地課でございま す。ありがとうございます。

今回整備される工業団地についての下水道

でございますけれども、整備の内容につきましては、やはり広さが20へクタールを超える大規模なものになろうかと、それからかてて加えまして、周辺の立地されている工場がどのような形で水を使っていらっしゃるかということを総合的に勘案いたしまして、また、最終的な終末処理場あたりの能力等も勘案いたしまして、今回の整備の状況を決めております。

一旦整備しまして、今回の件につきます と、これによりましてある程度の下水道の配 置については増強ができるのかなというふう なことを考えております。

以上でございます。

○城下広作委員 恐らく今されているところ が造成を先行してされるけれども、その後の 展開もいろいろあると思うんですね、やっぱ り。いろんな動き、うわさではありますけれ ども、そういうことの情報を、いつ、どうい った形でできるかによって、今度はそれに付 随する形で次のビジネスチャンスをうかがお うというところが出てくると思いますので、 その辺はしっかり県のほうも情報を仕入れら れたら仕入れる、そして開示できる分は開示 する、そういう財産を共有するということ が、非常に、企業誘致によって、県のいろん な関連する方がそれをチャンスと捉えて発展 するというつながりになりますので、今後そ ういう情報もありましたら、しっかり、言え る範囲の部分で言っていただければと思いま すので要望しておきたいと思います。

○松村秀逸委員長 ほかにありませんか。

○鎌田聡委員 すみません、2ページの時短の協力金の関係ですけれども、先ほど見回りをされて、27店ほどに対してやられてないということで、文書で要請ということでございますけれども、これはそもそもやってなかっ

たんですか、何か貼り紙。やっているように してやってなかったのか、はなからもう時短 に協力してなかったのかどうなのか、それは 分かりませんか。

○市川商工政策課長 従っていないお店、県職員が行きますので、状況とかいろいろ聞いております。そうすると、いろんなパターンがありまして、やっぱり従業員をもう養っていけない、時短の協力金だけじゃ足りないので開けますというようなところもありまし、片や、本社が別にありまして、そこで本社の指示で開けるというのが来ておって、現場ではもうずっと開けていますというようなところ、いろんなパターンがありました。で、今回残っているのは、全体的には、時短の協力金はもう、そもそも要らないという形で開けておられるお店になっております。

○鎌田聡委員 その中で認証店もありました か。

○市川商工政策課長 商工政策課です。

認証店のほうもありまして、認証の要綱の中で、時短の要請の協力に応じない場合は取り消すという形がありますので、この後、健康福祉部のほうの命令とか、そういう特措法の手続と併せながら取消しという形になっていくんじゃないかなと思っております。

○鎌田聡委員 飲食店も大変厳しい中で、もうほとんどのところは御協力をいただいている状況にありますけれども、一部にはそういうところもございまして、これからどう対応していくのかというところがまた問われてくるかと思いますけれども、厳しい状況の中でやっているところ、いろんな事情はあると思いますけれども、ぜひ御協力いただくようによろしくお願いしたいと思います。

それともう1点、前渡金というか協力金の 前渡し。

割合的に結構多いんですかね、前渡し要望は。

○市川商工政策課長 商工政策課です。

今回、まん延防止が8月8日から始まった ときに初めて、全部の協力要請が終わらなく ても、前渡し、前払いという制度を取らせて いただきました。

半分ぐらいということで、8月20日から当時8月30日までだったので、10日分、熊本市内でいうと1日3万なので30万、熊本市外でいうと2万5,000円の10日で25万円というところを、前払い制度という形で早めに飲食店さんのほうに、苦しいのでお渡ししようという制度を取りました。その結果、上がってきた件数ですが、2,370件の方が早めのこの前払い制度というのを使って、申請という形で上がってまいりました。そこは、もう既に全部、支払いのほうも100%済んでおります。

残りの方は、もう前払いじゃなくて最後の 本申請のときに上げてくるという形になって いるんじゃないかなと思っております。

以上です。

○鎌田聡委員 では、今回の、その9月いっぱいまでのやつに対しての前払いもやられているんですか、8月になって。

○市川商工政策課長 今回の分は、9月12日 まででまん延防止をかけていたんですが、そ れが30日まで延長という形になりましたの で、12日までもう終わったというところで、 その部分は、もう本申請という形で9月13日 から受付を開始しております。先週から開始 しまして、これはもう全県分、前払いという 形じゃなくて、実績に応じて、早いところで は、7月27日から9月12日までの実績の本申 請という形で受付をさせていただいておりま す。

○鎌田聡委員 まあ時短のほうも延びました ので、さらなる前払いをまた求めるところも 出てくるんじゃないかなとちょっと心配して おります。もう、そこは大体いけそうなんで すかね、お店のほうは。

○市川商工政策課長 前払い制度、どっちがいいかなというところで、時短が12日までで終わって、その分までの実績で出してもらったほうが結局早いんじゃないかなというところで、私どものほうで、今回はもう、まだ時短は30日まで続いているんですけれども、一旦12日分までを清算して受け付けますという形を取らせていただきました。

○鎌田聡委員 分かりました。

いずれにしましても、本当に厳しい状況がずっと続いておりますので、まあいろんな要望も出てくるかと思います。そしてまた後払いでも、やっぱり迅速にお支払いいただくように、その点は要望しておきます。

以上です。

○松村秀逸委員長 ほかにありませんか。 (「なし」と呼ぶ者あり)

○松村秀逸委員長 なければ、以上で質疑を 終了いたします。

それでは、ただいまから本委員会に付託されました議案第57号について採決いたします。

原案のとおり可決することに異義ありませ んか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○松村秀逸委員長 異義なしと認めます。よって、議案第57号は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

以上で、本日の議題は終了いたしました。 それでは、これをもちまして第6回経済環 境常任委員会を閉会いたします。 お疲れさまでした。 午後2時39分閉会

熊本県議会委員会条例第29条の規定により ここに署名する

経済環境常任委員会委員長